

別紙

覚書

一、本月二十五日ヨリ勤務時間ヲ九時間ニスルコト

二、給料ノ支拂日ハ確實ニスルコト（但シ毎月八日ヲ支拂日トス中ノ支拂ハ毎月

二十日ヨリ支拂日トス）

三、比ノ度ノ問題ニ付キ絶對ニ解決者ヲ出サシムルコト

右覚書ノ通り実行改シマス

昭和四年十月二十日

松尾倉太会社代表

田島庄五郎

組合代表

石田忠一郎

山本正一

従業員代表

三島菊次郎

勞秘第ニ八二九號

昭和四年十月二十日

警視總監 丸山 鶴吉

一、一八一一、三

年

4. 11. 22
5 13

内務大臣 宇達謙藏 殿

社會局長 官 殿

北海道 支那 大阪 神奈川

兵庫 愛知 静岡 福岡

各廳府縣 長官 殿

久保金綱工場 争議 発生ニ関スル件

要旨

（一）賃金ニ劇値下ヲ發表シタルニ井ニ使一部外十三名ヲ賃金値上ノ嘆願書ヲ提出ス
（二）本月十八日更ニ要求書ヲ提出シ同業能事ス

管下三河島町所在標記工場ニ於テ賃金値下ニ端ラ発シ罷業ヲ決行シ争議中ニ有云林況光記ノ通り

記